

介護サービス事業者  
介護保険施設 各位

安城市長 神谷 学

### 介護保険サービス事業における事故発生時の連絡の取扱いについて

このことについて、介護サービス事業者等は、「人員、設備及び運営に関する基準」により、サービスの提供によって事故が発生した場合は、市、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡をしなければならないこととなっていますが、この取扱いを下記及び別紙のとおりとしますのでよろしくお願ひします。

#### 記

#### 1 対 象

- (1) 安城市の被保険者が受けた介護保険指定事業者(以下、「事業者」という。)が行う介護保険適用サービス
- (2) 安城市内に所在する事業者が行う介護保険適用サービス

#### 2 連絡を要する事故等

連絡事項区分	説 明
① サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 報告が必要な場合 医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故及び死亡事故。 ※ 擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。 ※ 勤務医等がいる場合は、「勤務医等がいない場合に外部受診させる程度か否か」で判断する。</li> <li>◇ ケガの程度にかかわらず、連絡する必要がある場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合</li> <li>・ 利用者に見舞金や賠償金を支払った場合</li> <li>・ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、後日トラブルが生じる可能性がある場合</li> </ul> </li> <li>◇ 「サービスの提供」には、送迎及び通院中も含む。</li> </ul>
② 食中毒及び感染症の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核、その他の感染症が発生した場合。 ※ 各感染症に関連する法に定める手続きがある場合はこれに従う。</li> </ul>
③ 職員(従業者)の法令違反・不祥事件等の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 利用者の処遇に影響がある場合。 ※ 例:利用者からの預り金の横領、虐待及び不適切な行為など</li> </ul>
④ その他連絡が必要と認められる事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 例:利用者等の保有する財産を滅失させたなど</li> </ul>

#### 3 連絡方法

##### (1) 事故等発生時の対応

事故等が発生した場合は速やかに市へ電話又は FAX(様式不問)で連絡してください。

※食中毒及び感染症の発生の場合もその都度連絡してください。

##### (2) 経過連絡

その後の経過について、順次市へ電話又は FAX(様式不問)で連絡してください。

(例)利用者とのトラブルの発生、集団感染の新たな感染者発生、意識の回復等

##### (3) 報告書の作成

報告書の様式は別紙様式「事故報告書」を標準とします。

第1報の際には、別紙様式内の1から6までの項目について可能な限り記載し、遅くとも5日以内を目安に提出してください。事故処理の区切りがついたところで別紙様式に整理をし、報告してください。対象者が複数名の場合は、各対象者の情報・症状・対応については「事故報告書別紙(集団発生用)」にまとめ、添付してください。様式は安城市ウェブサイトダウンロードできます。

〔問合せ先〕安城市役所 高齢福祉課 介護保険係

電話 71-2290(直通) 76-1111(代表) FAX 74-6789